

市第 180 号議案

横浜市職員定数条例の一部改正

横浜市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月16日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市職員定数条例の一部を改正する条例

横浜市職員定数条例（昭和28年 4 月横浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「16,403人」を「16,433人」に、「1,467人」を「1,470人」に改め、同項第 6 号中「21人」を「23人」に、「22人」を「24人」に改め、同項第 8 号中「3,383人」を「3,414人」に、「3,384人」を「3,415人」に改め、同項第 9 号中「1,665人」を「1,626人」に改め、同項第11号中「1,409人」を「1,455人」に改め、同条第 2 項中「28,413人」を「28,483人」に、「1,978人」を「1,873人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

新規の業務への対応及び既存の業務の見直しに伴い、職員の定数を変更するため、横浜市職員定数条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市職員定数条例（抜粋）

$\left( \frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$

（職員の定数）

第 2 条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市長の事務部局の職員  $\frac{16,433 \text{ 人}}{16,403 \text{ 人}}$   
（うち社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 16 条に定める職員  $\frac{1,470 \text{ 人}}{1,467 \text{ 人}}$ ）  
（第 2 号から第 5 号まで省略）

- (6) 人事委員会事務局の職員
- |      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 事務局長 | 1 人                                 |
| 事務職員 | $\frac{23 \text{ 人}}{21 \text{ 人}}$ |
| 計    | $\frac{24 \text{ 人}}{22 \text{ 人}}$ |
- （第 7 号省略）

- (8) 消防職員
- |            |   |
|------------|---|
| 消防長        | 1 人                                       |
| 消防長以外の消防職員 | $\frac{3,414 \text{ 人}}{3,383 \text{ 人}}$ |
| 計          | $\frac{3,415 \text{ 人}}{3,384 \text{ 人}}$ |
- (9) 水道局の職員  $\frac{1,626 \text{ 人}}{1,665 \text{ 人}}$   
（第 10 号省略）

- (11) 医療局病院経営本部の職員  $\frac{1,455 \text{ 人}}{1,409 \text{ 人}}$

- 2 前項各号に掲げる職員の定数の合計  $\frac{28,483 \text{ 人}}{28,413 \text{ 人}}$ のうち地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項に規定する常時勤務を要する職を占める職員の定数は、 $\frac{1,873 \text{ 人}}{1,978 \text{ 人}}$ とする。  
（第 3 項及び第 4 項省略）